第一種貯蔵所承継届

根拠法令	法第１７条第２項 一般則第２４条 液石則第２５条
適用	第１種貯蔵所について譲渡又は引き渡しがあった場合

手順

届出 → ２部提出 → 収受／文書番号 → 審査 → １部返戻 → 起案／決裁 → 台帳記入

必要書類

１　第１種貯蔵所承継届書（一般則様式第８、液石則様式第８）
２　承継の事実を証する書面（譲渡契約書の写し等）

審査

・承継された貯蔵所について承継前の許可内容を審査
・承継の事実を証明する書面であるか審査

届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、１部返戻する。

台帳記入

従来の台帳に記載するか、新しい台帳を作成する。